

# 令和6年度第1回福島地方最低賃金審議会

令和6年6月14日（金）9：00～  
福島第二地方合同庁舎  
3階会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 局長挨拶
- 3 審議会委員紹介
- 4 議事
  - (1) 福島地方最低賃金審議会運営規程について
  - (2) 福島県最低賃金専門部会の設置及び廃止について
  - (3) 審議会議事録確認者の指名について
  - (4) 配付資料の説明について
- 5 その他
- 6 閉会

# 令和6年度第1回福島地方最低賃金審議会 会議資料目次

(資料No.)	(頁)
1 福島地方最低賃金審議会委員名簿 (第51期) .....	1
2 福島地方最低賃金審議会運営規程 .....	2
3 令和5年度中央最低賃金審議会及び福島地方最低賃金審議会開催状況一覧 .....	5
4 令和5年度地域別最低賃金額一覧 (全国) .....	7
5 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業 .....	8
・令和5年度業務改善助成金・交付申請の決定状況	
6 要請・意見書	
・2024年度最低賃金行政に関する要請書 .....	13
(日本労働組合総連合会福島県連合会)	
・2024年度最低賃金行政等に関する要請書 .....	16
(日本労働組合総連合会)	
・最低賃金に関する要望 .....	18
(日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、 全国中小企業団体中央会)	
・最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、 及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請書 .....	21
(全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会、 福島県労働組合総連合)	
・福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の 提出者一覧 (県、市町村議会) .....	23
・「福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書」 .....	25
(抜粋) 福島県議会、福島市議会	
7 2024年度特定最低賃金金額改正申出の意向表明書	
(1) 福島県非鉄金属製造業最低賃金 .....	27
(2) 福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 .....	28
(3) 福島県輸送用機械器具製造業最低賃金 .....	29
(4) 福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金 .....	30
(5) 福島県自動車小売業最低賃金 .....	31
8 リーフレット	
・賃金引き上げ特設ページを開設中! (厚生労働省)	
・令和6年度業務改善助成金 (厚生労働省)	
・最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ (厚生労働省・経済産業省)	

## 福島地方最低賃金審議会委員名簿（第51期）

令和6年4月1日現在

区分	氏 名	現 職
公益 代 表	熊 沢 透	福島大学経済経営学類 教授
	橋 本 寿	公認会計士
	長 谷 川 珠 子	福島大学行政政策学類 教授
	元 井 貴 子	桜の聖母短期大学キャリア教養学科 准教授
	森 谷 吉 博	弁護士
労 働 者 代 表	大 越 香代子	日本労働組合総連合会福島県連合会 副事務局長
	塩 澤 基	電機連合福島地方協議会 事務局長
	志 賀 一 江	ダイユーエイトユニオン 書記
	高 橋 誉	テクノメタル労働組合 執行委員長
	松 本 瑛 貴	JAM南東北福島県連絡会 事務局長
使 用 者 代 表	安 達 和 久	福島県商工会議所連合会 常任幹事
	大 内 淳 子	有限会社ユニオンリング 代表取締役
	金 成 孝 典	福島県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事
	金 子 市 夫	福島県商工会連合会 専務理事
	佐 藤 卓 也	福島県経営者協会連合会理事

※名簿は五十音順

## 福島地方最低賃金審議会運営規程

### (目的)

第1条 福島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

2 前項の規程により福島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、福島労働局長に通知するものとする。

### (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

### (委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

### (会議の議事)

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を福島労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、令和5年7月4日から施行する。

### 〈付帯決議〉

- 1 本運営規程第6条第1項の規定に基づき会議を非公開とする審議等は、公益委員、労働者側委員及び使用者側委員の三者が集まった採決、その他、公益委員と労働者側委員との会議、公益委員と使用者側委員との会議及び労働者側委員と使用者側委員との会議の二者での会議とする。

また、調査審議を行う場合においての関係労働者及び関係使用者その他の関係者の意見を聴取するに当り、公開することについて陳述者の同意が得られない場合は非公開とする。

- 2 本運営規程第7条第2項の規定に基づきその一部又は全部を非公開とすることができる議事録及び会議の資料は非公開とした審議等に係る議事録及びその時に使用した資料とする。

令和5年度 中央最低賃金審議会等開催状況一覧

福島労働局

件名	第2回	
	第1回	5. 6. 30
本審	<ul style="list-style-type: none"> <li>目安について (目安額諮問)</li> <li>改正の目安答申 (引き上げ額A+41円、Bランク+40円、Cランク+39円)</li> </ul>	

件名	第3回		第4回	
	第1回	5. 6. 30	第2回	5. 7. 12
小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正の目安について</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正の目安について</li> </ul>	

令和5年度 福島地方最低賃金審議会等開催状況一覧

件名	第2回		第3回		第4回		第5回		第6回	
	第1回	5. 7. 4	第2回	5. 8. 1	第3回	5. 8. 7	第4回	5. 8. 23	第5回	5. 9. 26
審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会運営規程の審議</li> <li>専門部会設置</li> <li>審議会議事録確認者の指名</li> <li>県最低賃金改正諮問</li> <li>参考人意見聴取について</li> <li>令第6条5項適用の可否 (否)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中賃目安の伝達</li> <li>労使意見表明</li> <li>特定最賃改正の必要性の有無諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門部会審議結果報告</li> <li>県最賃改正に係る金額審議 (全会一致⇒ (+42円))</li> <li>局長あて答申</li> <li>特定最賃改正必要性の審議及び答申 (3業種必要性あり、計量器、電子継続審議)</li> <li>特定金額改正決定諮問、特定最賃専門部会設置、6条5項適用の可否 (全会一致のみ可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正答申異議申出に係る諮問</li> <li>改正答申異議申出に対する答申 (8月7日付け答申とおおり)</li> <li>計量器及び電子部品等製造業最賃改正必要性の審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量器及び電子部品等製造業最賃改正必要性の答申 (必要性あり)</li> <li>電子部品等製造業最賃改正必要性の答申 (必要性なし)</li> </ul>					

最賃専門部会	第1回		第2回		第3回	
	諮問	5. 7. 28	第1回	5. 7. 19	第2回	5. 8. 2
答申	5. 8. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会長 熊沢委員 選出</li> <li>代理 森谷委員 選出</li> <li>専門部会運営規程の審議</li> <li>専門部会議事録確認者の指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考人意見聴取</li> <li>金額審議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金額審議 ⇒ 全会一致 (+42円)</li> </ul>		
時間額	900円	5. 8. 2	5. 8. 3			
引上額	42円 (4.90%)					
発効日	5. 10. 1					

令和5年度 特定最低賃金専門部会開催状況一覧

福島労働局

	第1回		第2回		第3回	
	5. 8. 7 5. 10. 19 945円 33円(3.62%) 5. 1. 2. 20	5. 9. 15 (合同) 森谷委員 選出 元井委員 選出 連営規程の審議 6条5項適用の可否(可) 6条5項聴取実施(無)決定 参事見取承認者の指名 議事録確認者の指名	5. 9. 29 金額審議	5. 10. 19 金額審議 ⇒ 全会一致 (+33円)		
非鉄金属製造業	諮問 880円→900円 4. 12. 30 5. 10. 1 から地賃適用	諮問 5. 8. 7 5. 10. 27 954円 38円(4.15%) 5. 1. 2. 28	諮問 5. 10. 10 5. 11. 9 金額審議	諮問 5. 11. 14 5. 11. 14 金額審議 ⇒ 全会一致 (+39円)		
電子部品等製造業	諮問 5. 8. 7 5. 10. 4 960円 38円(4.12%) 5. 1. 2. 2	諮問 5. 9. 15 (合同) 長谷川委員 選出 森谷委員 選出 連営規程の審議 6条5項適用の可否(可) 6条5項聴取実施(無)決定 参事見取承認者の指名 議事録確認者の指名	諮問 5. 10. 2 5. 10. 2 金額審議	諮問 5. 10. 4 金額審議 ⇒ 全会一致 (+38円)		
輸送用機器製造業						
計量器等製造業						
自動車小売業						

必要性なしのため  
審議に至らず



## 令和5年度 地域別最低賃金額一覧

福島労働局作成

都道府県名	ランク	前年度 決定金額 【円】	目安額【円】	目安比較	引上げ額 【円】	答申金額【円】	発効年月日	備考
北海道	B	920	40		40	960	2023年10月1日	
青森	C	853	39	+6	45	898	2023年10月7日	
岩手	C	854	39		39	893	2023年10月4日	
宮城	B	883	40		40	923	2023年10月1日	
秋田	C	853	39	+5	44	897	2023年10月1日	
山形	C	854	39	+7	46	900	2023年10月14日	
福島	B	858	40	+2	42	900	2023年10月1日	
茨城	B	911	40	+2	42	953	2023年10月1日	
栃木	B	913	40	+1	41	954	2023年10月1日	
群馬	B	895	40		40	935	2023年10月5日	
埼玉	A	987	41		41	1028	2023年10月1日	
千葉	A	984	41	+1	42	1026	2023年10月1日	
東京	A	1072	41		41	1,113	2023年10月1日	
神奈川	A	1071	41		41	1,112	2023年10月1日	
新潟	B	890	40	+1	41	931	2023年10月1日	
富山	B	908	40		40	948	2023年10月1日	
石川	B	891	40	+2	42	933	2023年10月8日	
福井	B	888	40	+3	43	931	2023年10月1日	
山梨	B	898	40		40	938	2023年10月1日	
長野	B	908	40		40	948	2023年10月1日	
岐阜	B	910	40		40	950	2023年10月1日	
静岡	B	944	40		40	984	2023年10月1日	
愛知	A	986	41		41	1027	2023年10月1日	
三重	B	933	40		40	973	2023年10月1日	
滋賀	B	927	40		40	967	2023年10月1日	
京都	B	968	40		40	1008	2023年10月6日	
大阪	A	1023	41		41	1064	2023年10月1日	
兵庫	B	960	40	+1	41	1001	2023年10月1日	
奈良	B	896	40		40	936	2023年10月1日	
和歌山	B	889	40		40	929	2023年10月1日	
鳥取	C	854	39	+7	46	900	2023年10月5日	
島根	B	857	40	+7	47	904	2023年10月6日	
岡山	B	892	40		40	932	2023年10月1日	
広島	B	930	40		40	970	2023年10月1日	
山口	B	888	40		40	928	2023年10月1日	
徳島	B	855	40	+1	41	896	2023年10月1日	
香川	B	878	40		40	918	2023年10月1日	
愛媛	B	853	40	+4	44	897	2023年10月6日	
高知	C	853	39	+5	44	897	2023年10月8日	
福岡	B	900	40	+1	41	941	2023年10月6日	
佐賀	C	853	39	+8	47	900	2023年10月14日	
長崎	C	853	39	+6	45	898	2023年10月13日	
熊本	C	853	39	+6	45	898	2023年10月8日	
大分	C	854	39	+6	45	899	2023年10月6日	
宮崎	C	853	39	+5	44	897	2023年10月6日	
鹿児島	C	853	39	+5	44	897	2023年10月6日	
沖縄	C	853	39	+4	43	896	2023年10月8日	
全国加重平均額		961	31			1,004		

## 令和5年度 業務改善助成金交付申請の決定状況

福島労働局

番号	業種	所在地	企業全体の労働者数(人)	最低賃金額		上げた労働者数(人)	交付確定額(千円)
				引上前	引上後		
1	食料品製造業	会津若松市	26	860	950	14	6,000
2	社会保険・社会福祉・介護事業	いわき市	28	860	950	2	2,400
3	食料品製造業	郡山市	131	860	920	33	3,000
4	食料品製造業	郡山市	31	860	920	3	1,600
5	飲食料品小売業	郡山市	21	860	920	3	1,170
6	飲食店	河沼郡柳津町	1	860	900	1	263
7	繊維工業	南相馬市原町区	7	860	890	7	932
8	職別工事業(設備工事業を除く)	福島市	38	860	890	1	600
9	職別工事業(設備工事業を除く)	郡山市	38	860	890	1	600
10	持ち帰り・配達飲食サービス業	いわき市	7	860	950	4	1,546
11	食料品製造業	白河市	4	860	890	2	585
12	洗濯・理容・美容・浴場業	南会津郡南会津町	12	858	948	7	4,500
13	食料品製造業	耶麻郡猪苗代町	2	858	905	2	1,100
14	総合工事業	伊達市	12	860	920	3	1,600
15	飲食店	会津若松市	4	870	900	1	337
16	機械器具卸売業	福島市	29	859	889	8	1,580
17	食料品製造業	福島市	36	860	890	2	500
18	技術サービス業(他に分類されないもの)	いわき市	4	888	980	1	1,700
19	飲食店	福島市	25	860	890	7	1,200
20	社会保険・社会福祉・介護事業	大沼郡会津美里町	8	860	950	1	1,684
21	洗濯・理容・美容・浴場業	いわき市	2	858	888	1	398
22	農業	白河市	2	875	965	2	2,400
23	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	本宮市	30	870	900	4	552
24	飲食店	会津若松市	5	860	890	2	324
25	総合工事業	会津若松市	7	866	911	1	800
26	生産用機械器具製造業	喜多方市	27	858	903	6	1,400
27	その他の小売業	福島市	5	860	900	1	243
28	繊維工業	須賀川市	19	858	888	13	616
29	宿泊業	二本松市	21	858	888	12	768
30	持ち帰り・配達飲食サービス業	福島市	4	860	890	3	900
31	食料品製造業	会津若松市	6	858	888	4	1,000
32	飲食店	会津若松市	11	860	905	4	1,336
33	医療業	郡山市	6	882	927	1	800
34	農業	いわき市	10	860	905	7	1,600
35	農業	須賀川市	3	858	903	3	1,080
36	その他の生活関連サービス業	いわき市	77	858	903	35	1,800
37	総合工事業	会津若松市	11	860	900	1	579
38	その他の事業サービス業	会津若松市	32	860	900	16	1,200
39	農業	須賀川市	13	858	903	10	1,800
40	自動車整備業	郡山市	1	860	900	1	407
41	繊維工業	田村市	73	858	903	51	1,800
42	農業	いわき市	38	860	905	16	1,800
43	洗濯・理容・美容・浴場業	福島市	5	875	905	2	900
44	職別工事業(設備工事業を除く)	福島市	8	860	905	1	788
45	飲食料品小売業	伊達郡桑折町	8	860	905	3	753
46	飲食料品小売業	郡山市	11	870	900	5	1,000
47	自動車整備業	福島市	15	867	912	2	1,100
48	自動車整備業	福島市	15	858	918	1	1,100
49	自動車整備業	郡山市	15	858	918	1	1,100
50	飲食店	会津若松市	6	877	965	2	583

番号	業種	所在地	企業全体の 労働者数 (人)	最低賃金額		引上げた 労働者数 (人)	交付確定額 (千円)
				引上前	引上後		
51	その他の小売業	会津若松市	98	863	908	2	1,100
52	社会保険・社会福祉・介護事業	喜多方市	38	860	900	2	549
53	倉庫業	郡山市	60	860	920	5	1,900
54	倉庫業	郡山市	60	865	925	1	1,100
55	倉庫業	須賀川市	60	870	930	2	1,600
56	その他の卸売業	福島市	12	880	910	3	900
57	飲食料品卸売業	喜多方市	9	860	905	7	1,600
58	道路貨物運送業	いわき市	5	860	900	1	598
59	洗濯・理容・美容・浴場業	福島市	4	860	905	3	1,100
60	飲食店	耶麻郡西会津町	2	860	890	2	453
61	宿泊業	石川郡石川町	146	860	900	18	720
62	専門サービス業（他に分類されないもの）	会津若松市	6	879	940	1	1,066
63	食料品製造業	いわき市	43	870	930	23	3,000
64	食料品製造業	喜多方市	9	858	900	7	1,200
65	食料品製造業	いわき市	114	858	900	8	1,000
66	飲食料品小売業	郡山市	45	860	900	6	678
67	農業	白河市	49	860	920	10	2,536
68	飲食店	郡山市	16	880	920	5	461
69	飲食店	郡山市	16	860	900	9	1,110
70	専門サービス業（他に分類されないもの）	郡山市	38	860	900	4	700
71	農業	いわき市	24	860	930	9	1,600
72	食料品製造業	福島市	25	860	900	10	1,300
73	電気機械器具製造業	福島市	42	860	900	26	486
74	その他のサービス業	いわき市	8	870	915	2	1,100
75	無店舗小売業	いわき市	9	860	910	6	1,341
76	洗濯・理容・美容・浴場業	二本松市	7	858	903	1	800
77	総合工事業	会津若松市	7	858	903	1	765
78	社会保険・社会福祉・介護事業	郡山市	86	860	905	10	1,739
79	その他の小売業	いわき市	10	860	905	1	800
80	社会保険・社会福祉・介護事業	西白河郡矢吹町	16	858	900	12	1,300
81	社会保険・社会福祉・介護事業	郡山市	85	860	905	6	997
82	洗濯・理容・美容・浴場業	福島市	15	860	900	1	600
83	その他の教育、学習支援業	会津若松市	9	880	930	1	769
84	飲食店	いわき市	53	860	900	25	724
85	その他の教育、学習支援業	いわき市	88	890	930	6	700
86	食料品製造業	福島市	16	858	903	4	1,400
87	社会保険・社会福祉・介護事業	いわき市	183	860	900	7	834
88	農業	いわき市	31	858	903	3	515
89	宿泊業	岩瀬郡天栄村	2	870	900	1	197
90	農業	岩瀬郡鏡石町	4	900	990	4	2,866
91	繊維工業	石川郡浅川町	72	900	930	7	976
92	医療業	郡山市	5	900	990	2	2,400
93	医療業	郡山市	2	910	955	1	800
94	道路旅客運送業	会津若松市	35	883	925	10	500
95	総合工事業	会津若松市	12	895	926	2	890
96	洗濯・理容・美容・浴場業	伊達市	16	940	1,030	7	4,000
97	印刷・同梱連業	いわき市	22	860	905	2	970
98	飲食店	郡山市	90	870	920	6	1,400
99	その他の小売業	田村郡三春町	9	860	910	3	1,080
100	農業	伊達郡桑折町	10	860	900	7	818

番号	業種	所在地	企業全体の 労働者数 (人)	最低賃金額		引上げた 労働者数 (人)	交付確定額 (千円)
				引上前	引上後		
101	その他の卸売業	伊達郡川俣町	7	880	920	1	507
102	飲食店	会津若松市	3	860	900	1	408
103	飲食料点小売業	会津若松市	12	937	987	2	1,036
104	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	福島市	15	860	905	7	1,600
105	各種商品小売業	須賀川市	5	950	1,040	2	2,400
106	社会保険・社会福祉・介護事業	白河市	45	872	917	2	898
107	社会保険・社会福祉・介護事業	白河市	45	894	925	2	898
108	その他の教育、学習支援業	いわき市	7	900	990	1	107
109	食料品製造業	郡山市	8	858	903	8	988
110	各種商品卸売業	福島市	8	900	950	3	456
111	職別工事業(設備工事業を除く)	会津若松市	13	860	910	3	667
112	設備工事業	会津若松市	8	890	920	2	719
113	飲食店	会津若松市	5	860	920	3	1,082
114	その他の小売業	いわき市	4	950	1,010	1	1,065
115	繊維工業	伊達郡川俣町	11	860	905	2	990
116	織物・衣服・身の回り品小売業	福島市	7	880	910	6	1,000
117	飲食店	耶麻郡磐梯町	1	860	950	1	1,700
118	洗濯・理容・美容・浴場業	河沼郡会津坂下町	1	858	903	1	722
119	織物・衣服・身の回り品小売業	田村郡小野町	5	860	905	4	855
120	社会保険・社会福祉・介護事業	郡山市	11	860	905	3	772
121	その他の生活関連サービス業	伊達市	11	858	900	2	491
122	繊維工業	いわき市	13	860	905	5	1,250
123	自動車整備業	会津若松市	10	900	960	1	1,100
124	その他の小売業	田村郡船引町	5	904	1,004	1	1,413
125	職別工事業(設備工事業を除く)	郡山市	12	867	961	2	2,400
126	飲食料点小売業	郡山市	9	870	930	8	1,705
127	食料品製造業	伊達市	12	880	910	10	1,174
128	農業	伊達市	4	880	910	3	810
129	その他の卸売業	福島市	25	887	947	11	1,782
130	社会保険・社会福祉・介護事業	喜多方市	22	890	920	2	730
131	金属製品製造業	河沼郡会津坂下町	19	900	935	2	402
132	社会保険・社会福祉・介護事業	会津若松市	14	858	916	1	631
133	洗濯・理容・美容・浴場業	いわき市	7	860	900	3	494
134	飲料・たばこ・飼料製造業	会津若松市	55	858	903	8	936
135	飲食料点小売業	いわき市	26	860	905	6	1,264
136	洗濯・理容・美容・浴場業	二本松市	28	860	900	7	927
137	飲食店	いわき市	15	900	960	11	2,958
138	飲食料点小売業	福島市	65	891	921	3	900
139	飲食料点小売業	白河市	4	860	920	4	1,445
140	飲食店	喜多方市	9	858	900	5	756
141	電子部品・デバイス・電子回路製造業	大沼郡会津美里町	25	900	930	12	1,300
142	その他の教育、学習支援業	郡山市	40	920	950	2	256
143	飲食料点小売業	郡山市	5	895	940	5	443
144	社会保険・社会福祉・介護事業	福島市	7	900	930	5	808
145	食料品製造業	郡山市	23	860	900	13	1,300
146	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	石川郡石川町	13	870	920	6	1,400
147	その他の小売業	福島市	5	890	980	2	1,980
148	社会保険・社会福祉・介護事業	福島市	148	898	938	2	752
149	社会保険・社会福祉・介護事業	福島市	148	907	947	1	600
150	社会保険・社会福祉・介護事業	福島市	148	901	941	3	541

番号	業種	所在地	企業全体の 労働者数 (人)	最低賃金額		引上げた 労働者数 (人)	交付確定額 (千円)
				引上前	引上後		
151	設備工事業	いわき市	3	903	937	1	307
152	飲食店	福島市	11	900	1,000	5	2,900
153	飲食店	郡山市	6	890	930	4	1,000
154	飲料・たばこ・飼料製造業	二本松市	23	860	905	6	1,368
155	その他の小売業	須賀川市	230	860	900	5	1,000
156	飲食店	福島市	3	900	930	3	880
157	各種商品小売業	福島市	12	868	902	1	600
158	飲食料点小売業	二本松市	6	860	900	5	1,000
159	木材・木製品製造業（家具を除く）	会津若松市	4	858	900	3	900
160	飲食店	郡山市	10	860	900	1	92
161	食料品製造業	白河市	3	858	900	2	900
162	飲食店	会津若松市	802	860	900	30	1,200
163	飲食店	福島市	9	860	920	4	1,620
164	食料品製造業	福島市	127	860	900	12	1,109
165	繊維工業	郡山市	5	860	920	2	1,532
166	総合工事業	須賀川市	27	928	962	2	881
167	食料品製造業	いわき市	7	880	930	5	1,013
168	専門サービス業（他に分類されないもの）	いわき市	3	923	957	1	166
169	飲食店	南相馬市鹿島区	9	860	900	5	1,000
170	飲食店	南相馬市鹿島区	9	860	900	2	846
171	各種商品小売業	会津若松市	4	900	930	1	316
172	飲食店	いわき市	2	900	945	2	920
173	その他の事業サービス業	伊達郡桑折町	9	860	900	7	639
174	娯楽業	耶麻郡猪苗代町	5	900	1,000	1	1,520
175	宿泊業	郡山市	15	900	960	2	1,600
176	食料品製造業	会津若松市	7	900	960	2	1,600
177	洗濯・理容・美容・浴場業	福島市	16	950	1,040	3	2,250
178	繊維工業	耶麻郡磐梯町	14	890	929	5	499
179	宿泊業	いわき市	2	900	960	1	690
180	飲食料点小売業	南相馬市原町区	17	900	930	1	287
181	食料品製造業	いわき市	52	860	900	2	900
182	農業	いわき市	16	860	900	11	828
183	飲食料品卸売業	郡山市	11	900	930	1	828
184	その他の製造業	田村市	11	858	900	7	454
185	その他の事業サービス業	二本松市	11	858	900	5	612
186	飲食料点小売業	東白川郡鮫川村	18	860	900	7	745
187	飲食料点小売業	二本松市	15	860	900	3	702
188	その他のサービス業	郡山市	23	858	910	16	1,678
189	飲食店	福島市	17	870	900	5	1,000
190	飲食店	福島市	17	870	900	4	819
191	飲食店	郡山市	8	900	930	1	600
192	飲食店	福島市	8	900	930	2	728
193	その他の生活関連サービス業	福島市	5	890	920	1	392
194	社会保険・社会福祉・介護事業	福島市	9	870	910	3	710
195	医療業	郡山市	7	900	950	1	729
196	食料品製造業	いわき市	22	860	900	7	658
197	医療業	いわき市	2	900	960	1	1,096
198	宿泊業	会津若松市	18	860	900	5	475
199	農業	福島市	127	930	1,020	3	2,400
200	専門サービス業（他に分類されないもの）	福島市	3	910	940	2	800

番号	業種	所在地	企業全体の 労働者数 (人)	最低賃金額		引上げた 労働者数 (人)	交付確定額 (千円)
				引上前	引上後		
201	飲食店	福島市	7	905	1,025	2	2,400
202	宗教	郡山市	22	870	900	2	623
203	その他の小売業	福島市	9	880	910	1	594
204	食料品製造業	南会津郡南会津町	5	860	900	2	614
205	飲食店	南会津郡南会津町	1	900	1,000	1	718
206	娯楽業	いわき市	2	900	930	2	846
207	飲食店	福島市	5	900	960	4	1,609
208	繊維工業	郡山市	17	860	900	9	1,200
209	娯楽業	福島市	100	860	900	22	565
210	飲食店	郡山市	104	900	1,000	4	1,999
211	その他の小売業	耶麻郡猪苗代町	9	858	900	1	600
212	織物・衣服・身の回り品小売業	郡山市	21	858	900	2	900
213	情報サービス業	福島市	2	901	933	1	303
214	社会保険・社会福祉・介護事業	福島市	23	900	950	2	1,100
215	その他のサービス業	白河市	20	860	900	10	1,137
216	飲食料品卸売業	郡山市	27	906	986	2	2,360
217	その他の製造業	会津若松市	7	900	940	7	128
218	農業	伊達市	3	858	903	2	1,100
219	宿泊業	福島市	26	900	960	5	1,384
220	その他の製造業	郡山市	17	860	900	3	249
221	その他の小売業	須賀川市	102	860	920	7	2,300
222	繊維工業	田村市	28	860	900	21	1,071
223	業務用機械器具製造業	福島市	37	918	958	24	867
224	その他の小売業	福島市	49	900	990	8	4,500
225	繊維工業	河沼郡柳津町	40	858	903	11	1,800
226	飲食店	耶麻郡磐梯町	7	950	1,010	3	1,600
227	その他の小売業	郡山市	19	860	900	1	454
228	食料品製造業	河沼郡会津坂下町	9	859	907	2	1,100
229	飲食店	いわき市	57	860	900	3	409
230	その他の教育、学習支援業	福島市	10	900	930	4	885
231	道路貨物運送業	須賀川市	52	860	900	2	888
232	繊維工業	相馬市	140	858	900	32	1,200
233	技術サービス業（他に分類されないもの）	郡山市	13	900	1,200	1	1,700
234	農業	福島市	19	860	950	1	1,700
235	その他の小売業	福島市	5	889	942	1	378
236	医療業	伊達市	145	858	918	7	2,300
237	無店舗小売業	福島市	68	860	910	2	700
238	飲食店	会津若松市	10	858	900	6	1,000
239	農業	白河市	1	860	900	1	295
240	飲食店	いわき市	8	910	1,000	2	2,400
241	総合工事業	福島市	12	900	930	2	724
242	食料品製造業	本宮市	8	860	905	3	1,400
243	飲食店	本宮市	3	860	950	3	1,440
244	飲食店	いわき市	94	900	950	7	1,240
245	飲食店	いわき市	94	900	950	5	1,064
246	飲食店	いわき市	1	900	930	1	469
247	廃棄物処理業	郡山市	9	900	930	1	558
	合計					1,273	276,340

2024年3月19日

福島労働局長

井口 真嘉 殿



日本労働組合総連合会福島県連合会  
会長 澤田 精

## 2024年度最低賃金行政に関する要請書

日頃の労働行政の取り組みに敬意を表します。

最低賃金の目的は、最低賃金法第1条に明記してあるように「賃金の最低額を保障する」ことによって、「労働条件の改善を図り、以て労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことにあります。

連合福島は、これらの目的および最低賃金法の趣旨に照らし、どこで働いても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働き方に見合った水準になるよう賃金水準の底上げと格差改善に寄与する最低賃金の確立に向け、その水準や決定の仕組みをさらに拡充・改善させることが重要であると認識しています。

福島県の最低賃金近傍で働く者にとって、長引く物価高、円安により、家計の負担に追い打ちをかけ、私たち労働者の雇用と生活への不安は高まるばかりであります。

時給900円では年間2,000時間働いても年収180万円です。福島県において最低限の生活が可能な水準、連合リビングウエイジでは時間額1,060円が必要であると算出しております。このことから連合福島は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしい水準への引き上げと地域間格差の是正に向け、早期に「誰もが時給1,000円」到達を目標に取り組みを強化しています。

とりわけ、影響を受けやすい中小企業や短時間・有期・契約等で働く者やフリーランスで働く者といったセーフティネットの脆弱な層ほど、より深刻な影響が表れています。

こうした状況のもと、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化するという最低賃金制度の役割は、一層重要性を増しており十分な機能発揮が求められています。

以上の観点から、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の実効性ある水準への改善をはかるため、行政の立場からの積極的な対応をお願いしたく、以下の通り要請します。

### 1. 福島県最低賃金の改正について

#### (1) 最低賃金の水準引き上げについて

地域別最低賃金は「全国加重平均1,004円」に達したが、福島県は1,000円に達していない。近隣各県との格差圧縮や至近の物価上昇を考慮した、最低

生計費を担保する賃金、連合リビングウェイジ福島県1,060円の確保に努め、早期に「誰もが時給1,000円への引上げ」に相応の引き上げを行うこと。

#### (2) 最低賃金の発効日について

早期の最低賃金引上げ発効は、全労働者の利益であることから、審議開催及び答申の日程設定に配慮し、早期発効(10月1日)となるような審議運営に努めること。

### 2. 特定(産業別)最低賃金の改正について

#### (1) 特定(産業別)最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

特定(産業別)最低賃金制度は、労働条件の向上又は事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。これは地域別最低賃金との優位性確保が課題となる中にあっても、何ら変わることはない。公正競争が担保される環境への更なる醸成に向け産業構造の変化及び、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、むしろ特定(産業別)最低賃金の意義や必要性は高まっている。

その重要性を再認識し、公労使が当該産業労使による企業内最低賃金協定の締結等による合意形成を取り組みの基礎とし、組織労働者の賃金決定の成果を未組織労働者に波及させ、均等・均衡待遇の実現に一定の役割を果たしていることから、水準改善とあわせ、制度の拡充を図ること。

特に、当該産業の実態と今後の展望を踏まえた企業横断的な賃金決定システムとして、「改正審議の必要性」については労使の社会的責任の理解追及に向け指導を徹底すること。

#### (2) 特定(産業別)最低賃金の発行について

発効日については、年内発効をめざし審議日程調整に努めること。

### 3. 最低賃金審議会の運営について

最低賃金審議会においては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準等を十分考慮し、引き上げ額だけではなく、より絶対水準を重視した審議を進めること。また、公労使三者が、真摯な話し合いを通じ、法の原則及び目安制度に基づき、時々々の事情を勘案し「地賃の自主性」が発揮されるよう、行政として円滑な審議会運営に向け、指導を徹底すること。

### 4. 法令の周知と監督行政の強化について

#### (1) 派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用について

派遣労働者には派遣先の最低賃金が適用されることについて周知を図り、行政指導を強めること。

#### (2) 最低賃金の履行確保のため監督の強化

最低賃金の履行確保のため監督にあたる要員の増強及び監督体制の抜本的強化を図ること。また、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、ハイヤーおよびタクシー運転手並びに外国人技能実習生等に関する法令違反摘発に必要な関係当局との連携をより強化すること。



### (3) 中小企業・小規模事業者の支援強化

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引上げが確実に行われるよう企業間格差是正に向け、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や適切な価格転嫁によるサプライチェーン全体でのコスト負担を支援し、中小企業が賃上げを行いやすい環境整備に務められたい。とりわけ、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」の連携を強化し実行力を高め価格転嫁の後押しに努めること、合わせて、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正に伴う監督・指導に務めること。

### 5. 最低工賃（内職等）の賃金改正について

地域別最低賃金ならびに特定最低賃金改正審議は毎年行われている。したがって最低工賃（内職等）の金額改正審議についても毎年行うこと。

以上

2024年4月16日

厚生労働大臣  
武見 敬三 様

日本労働組合総連合会  
会 長 芳野 友子

## 2024年度最低賃金行政等に関する要請書

2024年度の春季生活闘争は、我が国の経済が新たなステージへと進めるかどうかの正念場であり、連合に集う働く仲間が一丸となって交渉に臨んでおります。長年続いたデフレマインドを払拭するためには、いま、この流れを未組織の労働者も含めた社会の隅々にまで確実に波及させなければなりません。

日本の最低賃金は諸外国と比較して低位にとどまり、労働の対価にふさわしいナショナルミニマム水準へと早急に引き上げる必要があります。現下の物価上昇は、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに大きな影響を及ぼしています。あわせて、地域間の金額差も依然大きく、220円という金額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられます。

こうした中、昨年末に示された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の認知と実効性の向上をはじめとし、中小企業等の支払い能力を担保する各種支援策の拡充と周知が欠かせません。

以上の認識のもと、最低賃金等の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

### 記

#### 1. 地域別最低賃金について

##### (1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

- 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準（一般労働者の賃金中央値の60%など）が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げをめざすこと。
- この間の中央・地方の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、地域間額差の縮小をはかること。
- 全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割を最大限発揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。

##### (2) 早期発効に向けて

- 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10月1日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

## 2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

### (1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

- 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。

### (2) 業務改善助成金の安定確保と活用促進

- 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

## 3. 特定（産業別）最低賃金について

### (1) 特定（産業別）最低賃金の意義・目的を踏まえた審議会運営

- 特定（産業別）最低賃金は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。この意義・目的を地方労働局や地方審議会委員へ周知徹底すること。
- その上で、地方審議会において、公労使がその意義・目的を十分認識し、必要性審議も含め、当該産業労使がイニシアティブを発揮できる審議会運営がなされるよう指導を徹底すること。

### (2) 適用労働者数の適切な把握

- 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。

## 4. 最低賃金の履行確保

### (1) 監督行政の強化等

- 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 最低賃金制度の遵守に向け、最低賃金額はもとより制度の意義等も含めた周知徹底をはかること。その際は、都道府県内の事業者や労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体や労働組合を含む各種団体との連携をはかること。
- 最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

### (2) 最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

- 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁および地方自治体に対して指導を強化すること。

## 5. 家内労働および最低工賃について

- 家内労働法第13条を踏まえ、最低賃金との均衡を考慮した最低工賃の決定に向け、地方審議会での当該産業労使による十分な協議が行われるよう、地方労働局への指導を徹底すること。
- 最低工賃新設・改正計画について、最低賃金の引上げ等の情勢に対し、より柔軟に対応するため、現状3年に一度の策定サイクルの見直しについて検討すること。

以上

# 最低賃金に関する要望

2024年4月18日  
日本商工会議所  
東京商工会議所  
全国商工会連合会  
全国中小企業団体中央会

深刻な人手不足と物価上昇を背景に、大企業を中心に賃上げの動きが広がりつつある。日本経済がデフレから脱却し、真に力強さを取り戻すためには、物価と賃金の好循環により実質賃金の上昇につなげていくことが求められる。そのためには、雇用の7割（3大都市圏を除く地方部は9割）を支える中小企業・小規模事業者の賃上げが重要であり、人手不足等を理由とする防衛的な賃上げではなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていかなければならない。

こうした中、最低賃金については昨年、地方最低賃金審議会において中央が示す目安額を上回る引上げが相次ぎ、過去最高となる全国加重平均43円の大幅な引上げとなった。法定三要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち生計費（物価）と賃金が上昇局面に入らる中で、ある程度の引上げは必要と考えるが、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については、十分注視が必要である。なお、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められることは言うまでもない。

こうした認識のもと、2024年度の中央・地方における最低賃金審議にあたり、政府に対して下記の内容を要望する。

## 記

### 1. 中央・地方の最低賃金審議においては、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきた。こうした取組みが継続され、中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求める。

地方最低賃金審議会（以下、地賃）においては、「目安額ありき」「引上げありき」で、地域の経済実態を十分踏まえた議論がなされていないとの声が聞かれる。政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地賃におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示・提供などにより支援されたい。

なお、昨年の「新しい資本主義実現会議」（2023年8月31日開催）では、最低賃金について

「2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す」との新たな政府方針が示された。政府の役割はあくまで環境整備であり、最低賃金制度の主旨を踏まえれば、これを以て賃上げ実現の政策的手段とすることは適切ではない。

## 2. 最低賃金上げが中小企業・小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響に注視を

昨年の地賃では、比較的最低賃金額の低い地域を中心に、中央が示した目安額を大きく上回る額の改定が相次いだ。深刻な人手不足のもと、隣県との額差等を過度に意識し、実態を十分に踏まえない引上げが行われれば、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えることも懸念される。物価と賃金が上昇局面に入中、改めて最低賃金上げが企業経営や地域の雇用に与える影響について必要な調査・研究を行い、今後の最低賃金審議のあり方の見直しに反映されたい。

なお、最低賃金の目安額を示す都道府県のランク区分については、昨年、ランク数が4から3に再編された。地域間格差是正の観点からランクを廃止し一元化すべきとの意見もあるが、ランク制度は地域の状況を反映し目安額を決定する合理的なシステムであり、堅持すべきである。

## 3. 中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。

政府は、最低賃金上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」のほか、令和5年度補正予算において措置されたマル経融資の「賃上げ貸付利率特例制度」のような新たな支援策の創設を含め、生産性向上を伴う賃上げの取組みを後押しする制度の更なる拡充を図られたい。また、「パートナーシップ構築宣言」の拡大とともに、公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底、さらに中小企業組合による団体協約・組合協約を活用した取引条件の改善など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組みにより、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。併せて、「よい製品やよいサービスには値が付く」という考え方を、消費者を含め社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組まれたい。

## 4. 中小企業・小規模事業者の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消を

近年の最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、103万円や106万円・130万円等の「年収の壁」に届かないように労働時間を調整（就労調整）するケースがこれまで以上に増加し、中小企業・小規模事業者の人手不足に拍車をかけている。

被用者保険の適用要件（企業規模、労働時間、賃金等）や第3号被保険者制度のあり方の見直し、所得税制における基礎控除額や給与所得控除額引上げ等の検討を通じ、「年収の壁」の解消

に取り組まれない。また、パート・アルバイトのなかには、「年収 103 万円を超えると手取額が大きく減少する」といった誤解もあることから、正しい制度の理解に向けた政府による周知・広報を徹底すべきである。

なお、政府は、当面の対応として昨年 9 月に「年収の壁・支援強化パッケージ」を打ち出し、キャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」の創設などを措置しているが、制度が複雑で使いづらいとの声が多く寄せられている。各企業の実情に合わせた利用方法などについて、分かりやすい周知と利用事業者に対する丁寧な指導を徹底されたい。

## 5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地賃での改定決定後、ほとんどの都道府県で 10 月 1 日前後に発効するプロセスとなっている。違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引き上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は 2 カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれている。また、年度途中で賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである。

## 6. 産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

特定の産業について、地域別最低賃金を上回る金額を設定する特定最低賃金については、都道府県ごとに適用されるものが現在 223 件ある。これらの改定および新設は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て決定されるが、2023 年度においては、地域別最低賃金額を下回るにも関わらず改定されなかったものが 79 件あり、うち 56 件は 3 年以上にわたり見直しがなされていない。形骸化した特定最低賃金については速やかに見直しを図るべきである。

他方で例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図りつつ、地域全体の最低賃金額については急激な引き上げを抑えるなど、改めて、現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討することも一つの方策と考える。

以上

2024年6月3日

福島労働局

局長 井口真嘉 様

全労連東北地方協議会

議長 越後屋建一

全労連北海道地方協議会

議長 三上友衛

福島県労働組合総連合

議長 野木茂雄

## 最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、連続する物価高騰が、国民のくらしや中小企業・小規模事業者に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2023年の改定では、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円の目安が示され、各地方での審議の結果、最も高い東京は時給1,113円、最も低い岩手県は893円で220円もの格差があります（本県は900円で213円差）。これでは毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方からいっそう人が都市部に移り住み人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊をする大きな要因となっています。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げることは、地域経済の衰退を食い止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業・小規模事業者支援の拡充は待ったなしの課題です。

全国労働組合総連合（以下全労連という）と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」では、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間の格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。この水準はどこの都道府県においてもほぼ同額の水準です。労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の前原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引き上げは経済振興のうえでも重要です。全労連は、格差のない最低賃金「全国一律最低賃金制度」の法改正をめざして運動を展開しています。

最低賃金を引き上げるためには、中小企業・小規模事業者への支援が必要です。価格転嫁の推進や政府による助成制度、融資、仕事起こしや下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールの確立が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にすると明記されています。政府による助成や融資の拡充を図るため大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小企業・小規模事業者の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、強い経済を作ることに繋がると考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

#### 記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額1500円」以上の実現「時間額1700円」をめざし、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすことを内容とする、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
4. 最低賃金の引き上げと同時に、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
5. エッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 福島地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会は一部非公開となっています。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上



令和5年度 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出者一覧

令和6年5月14日 現在

提出者				意見書	議決 月日	提出状況
県	1	福島県議会	議長 西山 尚利	県最賃引上げと早期発効	3/19	○
市	2	福島市議会	議長 萩原 太郎	県最賃引上げと早期発効	3/26	○
	3	会津若松市議会	議長 清川 雅史	県最賃引上げと早期発効	3/19	○
	4	郡山市議会	議長 佐藤 政喜	県最賃引上げと早期発効	3/14	○
	5	いわき市議会				
	6	白河市議会	議長 筒井 孝充	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	7	南相馬市議会	議長 平田 武	県最賃引上げと早期発効	3/26	○
	8	須賀川市議会	議長 大寺 正晃	県最賃引上げと早期発効	3/14	○
	9	喜多方市議会				
	10	相馬市議会	議長 高玉 良一	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	11	伊達市議会	議長 菅野 喜明	県最賃引上げと早期発効	3/13	○
	12	二本松市議会				
	13	田村市議会	議長 大橋 幹一	県最賃引上げと早期発効	6/23	○
	14	本宮市議会				
	伊達郡	15	桑折町議会			
16		国見町議会				
17		川俣町議会	議長 高橋 道也	県最賃引上げと早期発効	3/22	○
安達郡	18	大玉村議会				
岩瀬郡	19	鏡石町議会				
	20	天栄村議会	議長 服部 晃	県最賃引上げと早期発効	3/8	○
南会津郡	21	南会津町議会				
	22	下郷町議会	議長 小玉 智和	県最賃引上げと早期発効	3/8	○
	23	只見町議会	議長 大塚 純一郎	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	24	桧枝岐村議会				
耶麻郡	25	西会津町議会				
	26	磐梯町議会				
	27	猪苗代町議会				
	28	北塩原村議会				
河沼郡	29	会津坂下町議会	議長 水野 孝一	県最賃引上げと早期発効	3/6	○
	30	柳津町議会				
	31	湯川村議会	議長 小野 澄雄	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
大沼郡	32	会津美里町議会	議長 大竹 惣	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	33	三島町議会				
	34	金山町議会	議長 五ノ井 義一	県最賃引上げと早期発効	3/14	○
	35	昭和村議会				

提出者				意見書	議決 月日	提出状況
東白川郡	36	棚倉町議会				
	37	矢祭町議会				
	38	埴町議会				
	39	鮫川村議会	議長 前田 武久	県最賃引上げと早期発効	3/11	○
西白河郡	40	矢吹町議会	議長 角田 秀明	県最賃引上げと早期発効	3/11	○
	41	西郷村議会	議長 真船 正晃	県最賃引上げと早期発効	3/14	○
	42	泉崎村議会	議長 岡部 英夫	県最賃引上げと早期発効	3/12	○
	43	中島村議会	議長 小室 辰雄	県最賃引上げと早期発効	3/21	○
石川郡	44	石川町議会				
	45	浅川町議会				
	46	古殿町議会	議長 緑川 栄一	県最賃引上げと早期発効	3/21	○
	47	玉川村議会	議長 須藤 利夫	県最賃引上げと早期発効	3/8	○
	48	平田村議会	議長 吉田 好之	県最賃引上げと早期発効	3/7	○
田村郡	49	三春町議会				
	50	小野町議会				
双葉郡	51	広野町議会				
	52	檜葉町議会				
	53	富岡町議会				
	54	大熊町議会	議長 仲野 剛	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	55	双葉町議会	議長 伊藤 哲雄	県最賃引上げと早期発効	3/12	○
	56	浪江町議会	議長 平本 佳司	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	57	川内村議会				
	58	葛尾村議会				
相馬郡	59	飯館村議会				
	60	新地町議会	議長 遠藤 満	県最賃引上げと早期発効	3/21	○
	県	1				1件
	市	13				9件
	町	31				12件
	村	15				8件
	計	60				30件

**最低賃金額の記載については、すべての意見書において、以下と同様の内容となっている。**

福島県の最低賃金は可能な限り速やかに1,000円に到達させること。特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を踏まえ相応の引上げを行うこと。

## 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

令和5年春闘結果での賃上げ率は、ほぼ30年ぶりの高水準となったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超高齢化社会という構造課題によるデフレ経済なども相まって、最低賃金近傍で働く者の生活は厳しい状況が続いており、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっている。

賃金と最低賃金の安定的な引上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な価格転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることが急務となっている。

また、パート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティネットの強化となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な政策である。

よって、国においては、当県の一層の発展を図るため、賃金の経済政策と言える最低賃金引上げに関する次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 当県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。  
特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を踏まえ相応の引上げを行うこと。
  - 2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定ができるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。
  - 3 最低賃金の地域間格差が、地方からの人口流出を招いていることも示されており、労働力確保や人口流出抑制という観点からも早急に改善に取り組むこと。
  - 4 当県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。
  - 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）での公契約条例の制定に向けて、地方公共団体に対して指導を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

福島労働局長

井口 真嘉 様

福島県議会議長 西山 尚利

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

令和5年春闘結果での賃上げ率は、およそ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの急激な物価上昇に追いついておらず、実質賃金のマイナス、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大により、最低賃金近傍で働く者の生活は厳しい状況が続き、経済・物価情勢に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題となっている。

最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務である。

また、人材不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員、派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積する中、重層的なセーフティネットの強化及び福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策である。

よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 2030年代半ばまでに最低賃金を全国平均1,500円となることを目指すとした「新しい資本主義実現会議」の積極的な姿勢に基づき、可能な限り速やかに福島県最低賃金を1,000円に到達させること
- 2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること
- 3 最低賃金引上げについては、賃金の多寡と人口移動の相関関係が示されていることから、多様な政策誘導として労働力確保や人口流失抑制等にも取り組むこと
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）での公契約条例の制定に向けた対応を強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日

福島市五老内町3番1号

福島市議会議長 萩原 太郎

福島労働局長 井 口 真 嘉 様

2024年 3月 19日

福島労働局長  
井口真嘉殿

福島県相馬市大野台1-2-1  
IHI労連相馬支部内  
日本基幹産業労働組合連合会  
福島県本部  
委員長 遠藤



## 「非鉄金属製造業最低賃金」の 2024年度金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「非鉄金属製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2024年（令和6年）7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

### 記

#### 1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、非鉄金属製造業を営む使用者に使用される労働者。  
但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18才未満又は65才以上の者。
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者。
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。

#### 2. 金額改正の申し出をする理由

当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改正されること。

また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要なこと。



以上

令和6年3月19日

福島労働局長

井口 真嘉殿

福島県福島市仲間町4-8

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

福島地方協議会

議長 鈴木 重

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の  
2024年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2024年7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18才未満又は65才以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- (4) 小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

2. 金額改正の申し出をする理由

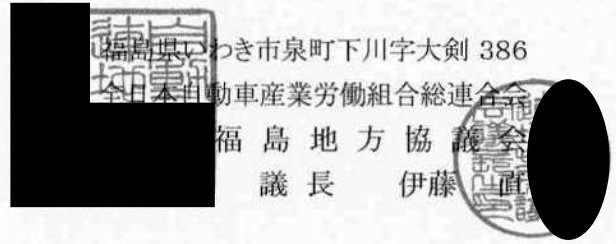
- (1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ4月以降金額改正がされる。未組織労働者や非正規雇用で働く労働者の賃金改正、格差改善が必要である。  
また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争を確保し産業全体の健全かつ持続的な成長を促すと考える。
- (2) 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。

以上



2024年3月19日

福島労働局  
局長 井口 真嘉 殿



「輸送用機械器具製造業最低賃金」の

## 2024年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「輸送用機械器具製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2024年7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

### 記

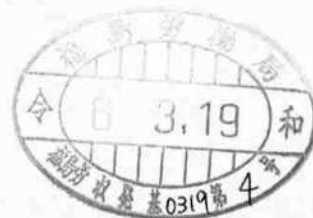
#### 1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。  
但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

#### 2. 金額改正申し出をする理由

- (1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改正される事。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要である事。
- (2) 賃金の最低額に関する協定の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している事。



以上

2024年3月19日

福島労働局  
局長 井口 真嘉 殿

福島県須賀州市茶畑町65

J A I O M 南 東 北  
福島県連絡会  
会長 高原 英二

「計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具  
・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」の  
2024年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正の申し出の準備を進めております。

申請時期としては、2024年（令和6年）7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

記

1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、計量器・測定器・分析機器・試験機・測定機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

2. 金額改正の申し出をする理由

- (1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改定されること。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該特定最低賃金の金額改正を行うことが、事業の公正競争確保のうえで必要であること。
- (2) 当該産業が県内の主要産業であり、雇用者数が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。



以上



2024年3月19日

福島労働局  
局長 井口 真嘉 殿

福島県いわき市泉町下川字大剣 386  
全日本自動車産業労働組合総連合会  
福島地方協議会  
販売部門連絡会  
委員長 鈴木 克佳

「自動車小売業最低賃金」の

## 2024年度 金額改正申し出の意向表明に関する件

標記について、特定最低賃金として「自動車小売業最低賃金」の金額改正を行う必要があると考え、現在改正申し出の準備を進めています。

申請時期としては、2024年7月末までとし、準備が整い次第下記の内容で申し出を行いたいと考えています。

### 記

#### 1. 金額改正の申し出をする最低賃金と適用を受ける労働者の範囲

福島県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

#### 2. 金額改正申し出をする理由

- (1) 当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉がこの春に行われ、4月以降金額改正される事。また、地域別最低賃金が慣例として、毎年金額改正されている実情から、当該産業別最低賃金の金額改正を行うことが、労働条件の向上に必要である事。
- (2) 賃金の最低額に関する協定の適用労働者数が概ね3分の1以上に達している事。



以上